

岩手県告示第 366 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 4 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 一関平泉線
- 2 供用開始の区間 一関市中央町一丁目 15 番 24 地先から 9 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 4 月 17 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで